

事業実績書

1 事業の内容

DV被害者等に対して、シェルター・ステップハウス入所中、および退所後も継続して、自助グループ開催・DV被害者回復プログラム、自立に向けた相談支援、同行支援等の活動をおこなった。

① 自助グループ開催およびDV被害者回復プログラムの実施

DV被害女性が、共通する経験を有する者のみの安全な場で、ゆっくりと自分自身を見つめ、自らのあり方や感じ方を大切にしながら話すことをとおして、心の内面の整理と心身の回復を図る場として、自助グループを開催した。

参加者は、心理面・情報面、双方からの支援を得ながら安心して互いに啓発し合い、被害を乗り越え、自分らしく生きる力を取り戻して自立して行くことを、目指すことができた。

さらに、今現在、DV被害の渦中にある参加者や、将来に向けて動き始めた参加者が、DV被害とその回復についての知識を得て、自身の経験を振り返り、とらえ方と行動の選択肢を増やし、自分自身の力を発揮して道筋を見出すことを目指して、DV被害者対象の回復プログラムを実施した。

これらの活動でDV被害経験を中心に気持ちの整理を進めることによって、参加者が自らの困難な体験をも自信に変えて行く力を培うことを目指した。

参加者の安心と、避難後の将来像をイメージしやすいための工夫として、担当スタッフには、10年以上前に避難経験を持つ者と10年以内に避難経験を持つ者とを配置した。

また、開催の有無・日時・場所等を参加者と担当スタッフのみに知らせることによって、参加者の安全に配慮した。

以上のような工夫の上で、安心して継続して参加できる場を提供することで、DV被害によって生活環境を変えざるを得なかった被害者の孤立の防止を図った。

2024年度 自助グループ支援活動「おしゃれカフェ」実績

回	年	月日	場所	人数
1回	2024年	4月23日	非公開	7
2回	2024年	5月28日	非公開	6
3回	2024年	6月28日	非公開	6
4回	2024年	8月1日	非公開	3
5回	2024年	9月24日	非公開	6
6回	2024年	10月23日	非公開	5
7回	2024年	12月10日	非公開	7
8回	2025年	1月22日	非公開	5
9回	2025年	3月11日	非公開	6
のべ参加者人数				51

② 相談活動・同行支援活動

DV被害当事者は、被害から逃れて生活を再建するため、新たな住居を確保しなければならないが、安全で安心できる居住環境の確保には困難を伴うことが多いため、継続的な支援と見守りをおこなった。

住居を決めたのちも、経済的な困難に悩まされる当事者が多いため、社会福祉協議会が運営するフードドライブやNPOが運営するフードバンク、物品提供場所等に同行・紹介し、継続的に無償で物品提供を受けられるようサポートした。

また、必要に応じて、生活用品や家財道具等の寄付をおこなった。

被害者は、住居が確保でき、新しい生活ができる状態になってからも、それまでの疲れや大きな環境変化への迅速な適応の難しさなどから、心身の不調をきたすことも多いため、訪問や電話等による見守りを続けた。

また、DV被害者が被害から逃れ「生活の再建、自立」にむけて動く時、様々な手続きが必要となるため、関係各機関や制度を有効に活用できるよう情報提供をおこなうとともに、必要に応じて行政各機関、病院警察 弁護士事務所 裁判所などへ同行し、当事者が速やかに自立生活の安定に向かえるよう支援した。さらに、高齢の被害者や障害のある被害者、障害のある同伴児童等については、関係各機関と連携し、DVと障害といった重複した困難にも対応した。

具体的には、以下の関係機関をはじめ、必要な連携先への同行支援を実施している。

- ・法律事務所
- ・家庭裁判所
- ・地方裁判所(離婚調停 他 家事調停)
- ・警察署(おもに生活安全課へのDV相談)
- ・児童相談所
- ・医療機関
- ・県の配偶者暴力相談支援センター
- ・市町の配偶者等暴力相談窓口
- ・市障害者総合相談支援センター
- ・地域包括支援センター
- ・保健センター
- ・社会福祉協議会
- ・生活困窮者相談支援窓口
- ・福祉事務所
- ・不動産業者
- ・その他連携先NPOなど

2 事業の成果

実施した各種事業によって、DV被害者が被害から逃れ生活を再建するために直面する、さまざまな困難による打撃をやわらげるとともに、DV被害者が知識を得て考えを定めた上で、自分で決めて行動する力と必要な支援につながるための力を高め、DVによる困難な経験を自信に変えて未来に向かうために、貢献することができた。

① 自助グループ開催およびDV被害者回復プログラムの実施

本事業では、少人数の共通する経験を持つ者だけのグループに安心して参加し、自発的に自己開示し、気持ちを整理し、学び合い・支え合うことをとおして、DV被害者の自己肯定感を高め、精神・行動両面における自立を促進することができた。

また、開催の有無・日時・場所を参加者と担当者のみ知らせることによる安全面への配慮や、数年以内に避難経験のあるスタッフの担当者としての登用などの工夫をしながら、安定して開催を継続できたことで、被害者の孤立の防止と事業による効果の向上につながった。

参加者は、暴力的に否定されることのない安全な場で、無理のないペースでDVとその問題解決についての情報を得ることや、ゆっくりと自分自身を見つめ、自らのあり方や感じ方を大切にしながら言葉にし、受け止め合い、心の整理を進めることができた。

自身の経験を振り返り、精神・行動両面の解決策を学び、気づくことで、参加者は、自信と人生への信頼感を回復していくことができた。

当初、被害経験を恥じたり自分を責めたりしていた被害者が、参加を継続する中で、新たにチャレンジを始めた内容や将来の夢を口に始めるなど、心身と生活面の困難を克服して行く様子がみられた。

② 相談活動・同行支援活動

本事業では、DVで傷つき極度に疲弊した状態で問題解決に取り組むにあたり伴う、通常以上の困難困難を軽減することにより、新たな問題を抱えることにつながる可能性を軽減し、被害者の精神的安定や被害を最小限に留めることができ、制度の有効活用にもつなげることができた。

DV被害者が直面するさまざまな手続き(具体的には、地方裁判所への保護命令申立・家庭裁判所での調停申立などの手続き、弁護士への相談、避難や離婚にともなう行政での諸手続きなど)のためには、被害者が、自身の恐怖を伴う体験を振り返り、過去と現状を整理して伝えること、意思をはっきりと伝えることなどが必要となるが、DVで傷つき極度に疲弊した状態では、それらが困難であることも多い。

相談支援・同行支援を行なうことで、被害者の精神的な安定につながり、被害による影響を最小限に留め、適切な諸手続きによって制度が有効に活用でき、問題解決にともなう負担を軽減することができた。

DV被害者の負担を減らし、迅速に諸手続きを進められたことは、同伴の子どもたちが安心して生活できる環境の確保にも役立った。

また、高齢の被害者や障害のある被害者に対しても、福祉関係機関との連携により、継続したサポートを実施することができた。